

証券コード7958
2025年7月23日

株 主 各 位

東京都北区赤羽一丁目63番6号

天馬株式会社

代表取締役社長 廣 野 裕 彦

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

決 議 事 項

第 1 号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2025年8月20日を効力発生日として、当社の 普通株式（以下「当社株式」といいます。）3,904,307株を1株に併合することといたしました。

第 2 号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、株式併合に伴い定款の一部を変更することといたしました。

以 上

株式併合および単元株式数の定め廃止について

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2025年8月20日をもって、当社株式3,904,307株を1株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）および単元株式数の定めを廃止することといたしました。

株主の皆様におかれましては、本株式併合および単元株式数の廃止に伴い、特段のお手続きは原則必要ございません。

1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合は、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を最終的に公開買付者および本不応募合意株主らのみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、当社株式が2025年8月18日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年8月19日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付者（FHLホールディングス株式会社）が当社株式について実施した公開買付けにおける公開買付価格と同額である3,580円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様に交付されることとなるような価格に設定する予定です。

端数株式相当分の売却代金は、2025年11月中旬から12月下旬を目途に株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

2. 主なスケジュール

2025年8月15日	（予定）当社株式の最終売買日
2025年8月18日	（予定）当社株式の上場廃止日
2025年8月20日	（予定）本株式併合および定款の一部変更の効力発生日

2025年11月中旬から12月下旬（予定）端数株式相当分の売却代金の交付
以上